



共同基金の配分申請受付（地域配分）

富岡市の民間福祉事業を支援します。

「赤い羽根募金」でおなじみの共同基金。

この共同基金の配分は、県民のみなさまの貴重な浄財が財源です。

配分には「広域配分」と「地域配分」があります。ここに記載の富岡市の地域配分を

希望する場合は、**9月30日(水)**までに、所定の申請書を富岡市共同募金委員会へご提出下さい。

事業経費配分

地域福祉の推進を図ることを目的とした事業

- ・公的制度では対応できない福祉サービスを、地域住民の理解と協力を得ながら実施する事業
- ・福祉施設の有する機能を生かして地域住民に対する福祉サービスを提供する事業
- ・地域住民や福祉関係者などを対象とした各種啓発、講演、研修等の事業
- ・地域福祉の課題を解決すべく関係団体と連携して行う事業

【申請できるのは…】

- ①保育所・学童保育所・地域活動支援センターを経営または運営する法人・団体
- ②富岡市内で活動するNPO法人、任意団体等

※3年を上限に連続申請可能だが、連続配分が途切れた場合は本配分を再申請することは原則不可。

【配分上限額】30万円（配分率75%以下）

施設・設備・備品整備配分

福祉サービス利用者を直接処遇するための建物を増改築・改修・修繕し、または処遇に必要な設備及び備品を整備する事業

【申請できるのは…】

- ①保育所・学童保育所・地域活動支援センターを経営または運営する法人・団体
- ②富岡市内で活動するNPO法人、任意団体等

【配分上限額】30万円（配分率75%以下）

※建物の場合は法人のみ申請可とし、申請法人所有または長期貸借契約の民間物件に限る。

運営費配分

福祉活動を目的として設立された団体の活動経費

【申請できるのは…】富岡市内で活動する任意団体

※5年を上限に連続申請が可能だが、連続配分が途切れた場合は、本配分を再申請することは原則不可。

【配分上限額】5万円

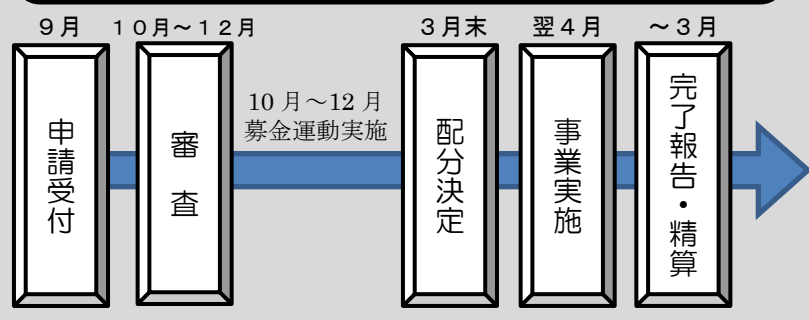
申請受付期間：

令和8年9月1日～**9月30日(水) 締切**

受付窓口：富岡市共同募金委員会

（事務局：富岡市社会福祉協議会内）

申請から配分まで（事業実施は申請年度の翌年度です。）



富岡市共同募金委員会で受付するのは
保育所・学童保育所・地域活動支援センター
富岡市内で活動するNPO法人・団体など
地域性の高いものです。

行政からの委託事業や、
介護保険事業は対象外です。



この配分では、地域福祉活動計画に沿った事業など、富岡市内全体を見渡しながらニーズ調整して実施する事業や、地域福祉の課題解決に向けて住民参加を積極的に促しながら実施する事業を優先します。

問い合わせ先：富岡市共同募金委員会

富岡市富岡1439番地1 あい愛プラザ1階

TEL 0274-70-2232